

【タイトル】 7月研修会

【部会名】 源泉部会

【日時】 平成22年7月2日(金) PM3:00～:PM4:00

【場所】 法人会館

【演題】 「源泉徴収の実務ポイント」

【講師】 四方 茂 氏 (税理士)



【概要】 研修要旨は以下の通り。

1. 通勤手当

(1) 通勤手当の区分がなく「給与に含めて」支給していると課税。

2 転勤費用

(2) 転勤に伴って支給されるものであり、通常必要と認められるものであれば、源泉徴収の必要なし。

3. 研修費用と学資金

(1) 研修費用が課税を受けない条件は、会社の業務遂行上必要なもの

(2) 学資金も次の条件を満たしていれば、非課税

- ① 学校教育法1条（高等学校を含み、大学や高等専門学校を除く）に修学する費用
- ② 特定の者だけを支給対象としていないこと

4. 社員社宅の貸付

- ① 社員から実際に徴収している賃貸料が、所定の方法で求めた「通常の賃貸料」の50%相当額未満である場合には、実際に徴収している額と通常の賃貸料との差額が給与として課税。
- ② 役員に対する社宅等の貸与での「通常の賃貸料」は、社員に貸与する場合の通常の賃貸料より大幅に高くなる。

5. 金銭の貸付

(1) 社員に対する金銭の貸付が非課税の条件

- ① 年間の貸付金について受ける経済的利益の合計額が5千円以下
- ② 会社が他から借り入れて貸し付けた場合の金利は、その調達金利以下
- ③ その他の場合は、貸付を行った年の前年11月30日の公定歩合に年4%を加算した利率以下

6. 従業員を被保険者とする生命保険に加入するとき

- ① 養老保険（満期。死亡保険金と生存保険金がある）・・・
保険金受取人を誰にするかで、税務上の取り扱いが異なる。
- ② 定期保険（掛け捨て）・・・死亡保険金受取人が会社でも従業員の遺族でも、会社は損金算入でき従業員は所得税の課税なし（特定の者だけを保険対象としていないこと）

7. 外国人留学生をアルバイトとして採用したとき

- ① 居住者（学術・技芸の修得のため居住する期間が1年以上）の場合は、一般アルバイトと同じ扱い
- ② 非居住者の場合は、原則20%の源泉課税
- ③ その国内源泉所得について租税条約の適用を受ける場合は、法律より条約が優先する。

源泉所得税の実務ポイントを押さえた研修となった。